訪問リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第 1 条　一部事務組合下北医療センターが開設するむつリハビリテーション病院が行う指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営方針）

第 2 条　運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、健康上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

(2) 自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

(4) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。

(5) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名　称　むつリハビリテーション病院

(2) 所在地　むつ市桜木町 13 番 1 号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士４名

(2) 作業療法士３名

(3) 言語聴覚士１名

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとする。

（3）サービス提供時間　午前9時00分から午後5時00分までとする。

（4）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問リハビリテーションの内容）

第 6 条　指定訪問リハビリテーションの内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問リハビリテーションとする。

（利用料その他の費用の額）

第 7 条　指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、実費での支払いを請求することができるものとする。

3　通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び重用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4　利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を徴収する。ただし、病状の急変等緊急やむを得ない理由がある場合は徴収しない。

利用予定日の前日午後５時以降の連絡による取消	キャンセル料　６００円

（通常の事業の実施区域）

第 8 条　通常の事業の実施区域は、むつ市(平成１７年３月１４日の市町村合併前のむつ市をいう。）の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第 9 条　通所リハビリテーションに当たる従業者は、現に指定訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、

主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 10 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 11 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 12 条　事業者は、サービス提供従業者の資質向上のため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修　採用後 2 箇月以内

（2）継続研修　年１回

1　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をはなしてはならない。

2　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

3　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、一部事務組合下北医療センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年８月１日から施行する。